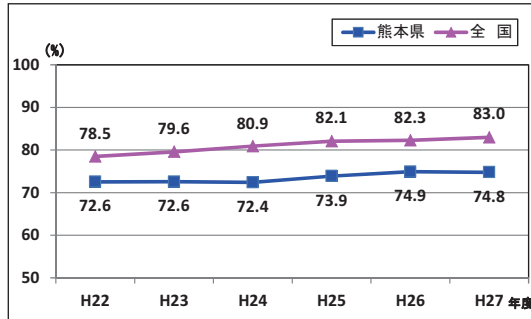


# 1 歯及び口腔の健康づくりの推進

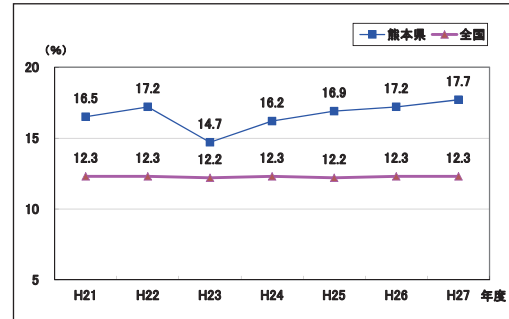
## 乳幼児期

概ね0～5歳

むし歯のない3歳児の割合



不正咬合が認められる3歳児の割合



出典：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

### 課題は！

- (1) むし歯のない3歳児は増加していますが、全国平均より低い状況にあり、また、幼児期にむし歯が急増しています。
- (2) 不正咬合の3歳児が多くなっており、口腔機能に影響を与える指しゃぶり等の不良習癖改善に関する歯科保健指導に取り組む必要があります。
- (3) フッ化物洗口を実施している保育所等は増加していますが、今後は、安全かつ効果的な方法での継続・定着を図るとともに、フッ化物洗口未実施施設へのフッ化物洗口の普及拡大に向けての取組みが必要です。

### 目標

現状 (H29)

目標 (H35)

むし歯のない幼児（3歳児）の増加 74.8% (H27) ⇒ 80% 以上

不正咬合等が認められる幼児（3歳児）の減少 17.7% (H27) ⇒ 15% 以下

フッ化物歯面塗布を受けたことがある幼児の増加  
 (1歳6ヵ月児) 65.0% ⇒ 80% 以上  
 (3歳児) 84.6% ⇒ 90% 以上

間食として甜味食品・甜味飲料を頻回（1日3回以上）に飲食する習慣のある幼児の減少  
 (1歳6ヵ月児) 22.9% ⇒ 20% 以下  
 (3歳児) 18.9% ⇒ 15% 以下

保育所・幼稚園におけるフッ化物洗口の実施率の増加 67.4%(H28) ⇒ 80% 以上



毎日、仕上げ磨きを

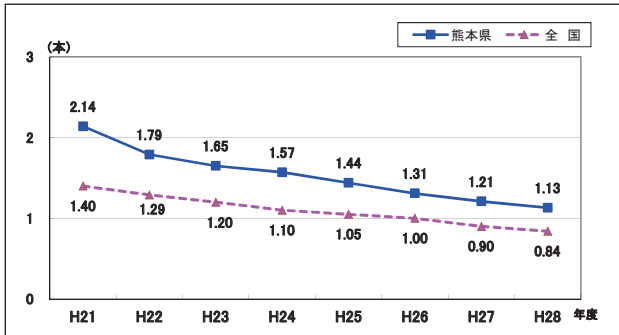
### 目標を達成するために !!

- 会議等で、市町村及び保育所等での歯科健診・歯科保健指導の機会の拡充やフッ化物応用（歯面塗布、洗口、歯磨剤による歯磨き）を働きかけます。
- 研修会を通じ、歯科保健指導従事者の資質の向上を図り、乳幼児歯科健診や育児教室、保育所・幼稚園での指導（歯磨きや食生活、個々の年齢に応じた口腔機能発達を盛り込んだ内容等）を充実させるとともに、フッ化物応用の普及を図ります。
- 子どもの頃からよく噛んで食べる食習慣の定着を図るために、保育所等の歯科保健指導において、ひと口30回以上よく噛んで食べることを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）運動」の普及を促進します。

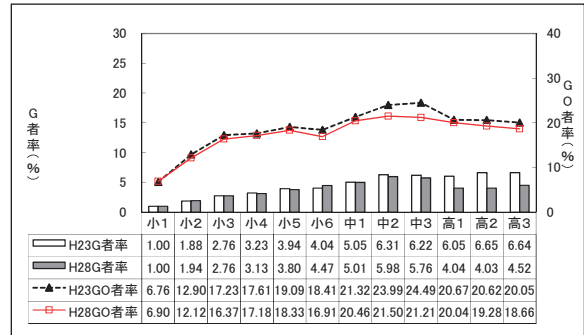
## 学齡期

概ね 6 ～ 18 歳

12 歳児一人平均むし歯数



児童生徒の歯肉の状況



出典：(全国) 文部科学省「学校保健統計調査」 (熊本県) 熊本県「歯科保健状況調査」

### 課題は！

- (1) 永久歯のむし歯は学年が上がるにつれて増加しています。歯磨きとともに、フッ化物応用を用いた歯質強化や、適切な食生活習慣等総合的なむし歯予防対策が必要です。
- (2) 児童生徒の歯肉の状況は、GO 者（歯周疾患要観察者）及び G 者（歯科医師による精密検査及び歯周治療を要する者）の割合が中学 1 年生から高校 3 年生にかけて増加しています。歯間部清掃用器具（デンタルフロス・歯間ブラシ）の活用による歯肉炎予防対策が必要です。
- (3) 学校におけるフッ化物洗口の実施率は、小中学校とも 70% を超えている状況です。今後は、未実施校への普及拡大に向けた取組みと、実施校の継続・定着を図ることが必要です。

### 目標

現状 (H29)

目標 (H35)

12 歳児のむし歯有病者率の減少 39.71% (H28) ⇒ 30% 以下

12 歳児の一人平均むし歯数の減少 1.13 本 (H28) ⇒ 0.84 本以下

歯肉に炎症のある人の割合の減少

(中学 1 年生：12 歳) GO 20.46% ⇒ 16% 以下

G 5.01% ⇒ 3% 以下

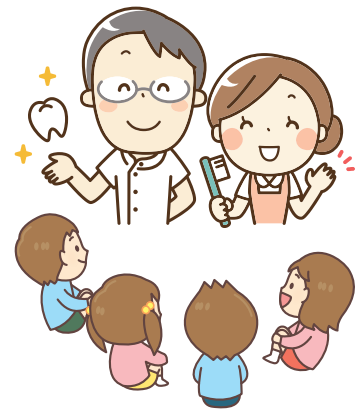
(高校 1 年生：15 歳) GO 20.04% ⇒ 16% 以下

G 4.04% ⇒ 3% 以下

小中学校におけるフッ化物洗口実施率の増加

(小学校) 76.6% ⇒ 100%

(中学校) 72.6% ⇒ 100%



歯科保健教育・指導

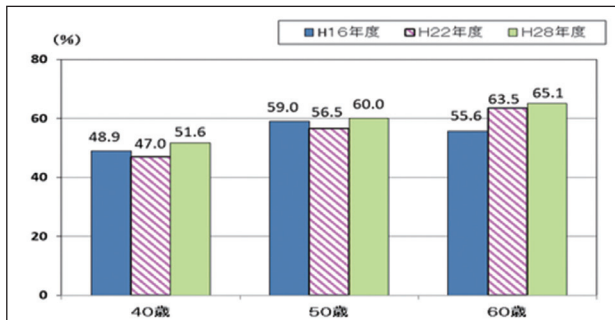
### 目標を達成するために !!

- むし歯予防及び歯肉炎予防対策を推進するために、学校歯科医や地域の関係者と連携し、フッ化物配合歯磨剤や歯間部清掃用具の活用推奨等に関する歯科保健教育・指導の充実を図ります。また、全小中学校でのフッ化物洗口実施と、安全かつ効果的な方法でのフッ化物洗口の継続・定着に向けて、会議や研修会等で市町村に対し支援を行います。
- 子どもの歯や口腔機能の発達を促すため、「噛ミング 30 (カミングサンマル) 運動」等を通じて、よく噛んで食べる習慣の普及に取り組めます。

## 成人期（妊産婦を含む）

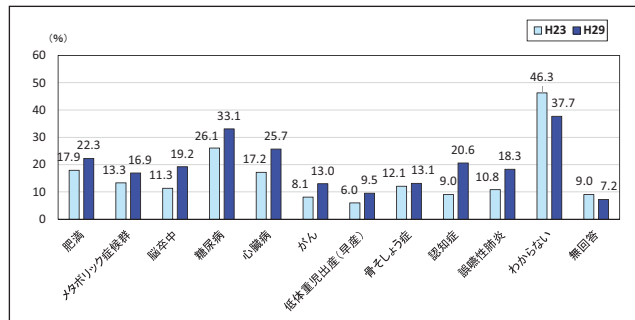
概ね 19～64 歳

進行した歯周病にかかっている人の割合



出典：熊本県「歯科保健実態調査」

歯周病と関係があると思う病気と回答した割合



出典：熊本県平成 23 年度健康づくりに関する意識調査  
熊本県平成 29 年度健康・食生活に関する調査

### 課題は！

- (1) 40 歳、50 歳、60 歳の約半数以上の人が進行了歯周病（4 mm以上の歯周ポケットを有する）に罹っています。
- (2) 3 割以上の妊婦が歯肉炎等の歯周病にかかっています。歯周病は、早産や低出生体重児の出産を引き起こす原因でもあるので歯周病の予防や治療することが必要です。
- (3) 歯周病と多くの全身疾患（糖尿病、肥満、認知症、脳卒中等）との関係についての認知度は 1～3 割程度です。

### 目標

現状 (H29)

目標 (H35)

進行した歯周病を有する人の減少 (40 歳) 51.6% (H28) ⇒ 35% 以下  
(50 歳) 60.0% (H28) ⇒ 40% 以下  
(60 歳) 65.1% (H28) ⇒ 50% 以下

60 歳で 24 本以上の自分の歯を有する人の増加 64.4% ⇒ 70% 以上

歯間部清掃用器具（デンタルフロス、歯間ブラシ）を使用している人の増加 (20～64 歳) 54.8% ⇒ 65% 以上

過去 1 年間に歯科健康診査を受診した人（かかりつけ歯科医を持っている人）の増加 (20～64 歳) 41.4% ⇒ 50% 以上

過去 1 年間に歯科医院等で歯石除去や歯面清掃を受けた人の増加 (20 歳～64 歳) 41.4% ⇒ 50% 以上



定期歯科健診

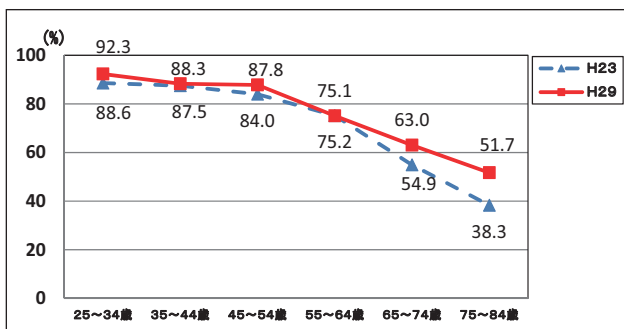
### 目標を達成するために !!

- 「歯と口の健康週間」及び「いい歯の日」等のあらゆる機会を通じて歯科保健に関する正しい普及啓発を行い、6024（ロクマルニイヨン）運動を推進します。  
※6024 運動とは、60 歳で自分の歯を 24 本以上保つ運動
- 早産予防対策として、妊婦の歯科健診を勧めるとともに歯周病に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 健康増進法に基づく歯周病検診の実施市町村の好事例を周知するなどして歯周病検診実施体制の構築を進めます。
- 働く世代の歯科疾患の早期発見・早期治療を促すため、関係機関と連携し生活歯援プログラムを活用した取組みを支援します。

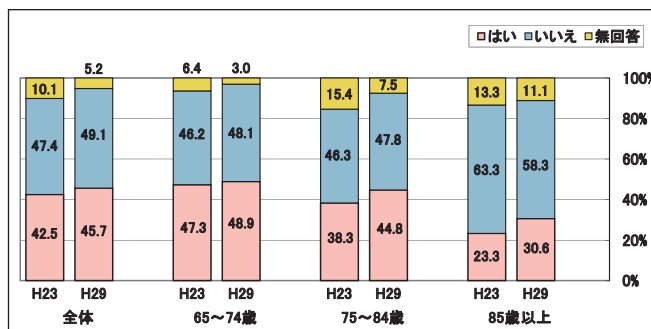
## 高齢期

概ね 65 歳以上

20 本以上自分の歯を有する人の割合



歯科健診を受けている人の割合



出典：熊本県平成 23 年度健康づくりに関する意識調査、熊本県平成 29 年度健康・食生活に関する調査

### 課題は！

- (1) 75～84歳で自分の歯が20本以上ある人は半数以上で、年々増加しています。
- (2) 歯を喪失している人の割合は年齢とともに増加し、特に50～84歳にかけて急増しているため、8020運動の更なる推進が必要です。
- (3) 歯周病検診を実施している市町村が少なく、また、後期高齢者歯科口腔健診の受診率も低い状況です。歯科健診等を受けることができる体制整備が必要です。

### 目標

現状 (H29)

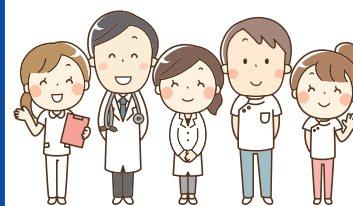
目標 (H35)

80歳で20本以上の自分の歯を有する人の増加 51.7% ⇒ 60%以上

過去1年間に歯科健康診査を受診した人(かかりつけ歯科医を持っている人)の増加(65歳以上) 45.7% ⇒ 55%以上

過去1年間に歯科医院等で歯石除去や歯面清掃を受けた人の増加(65歳以上) 46.4% ⇒ 55%以上

健康増進事業における歯周病検診を実施している市町村数の増加 23/45市町村(H28) ⇒ 45市町村



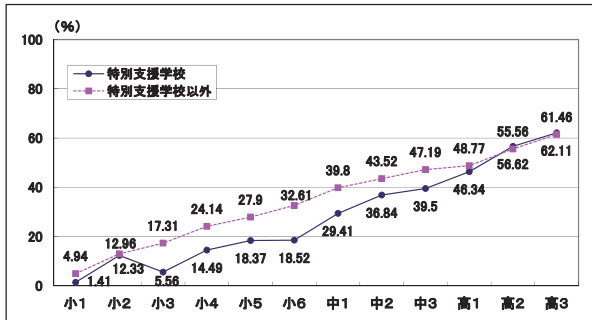
多職種で協力していきましょう！

### 目標を達成するために！！

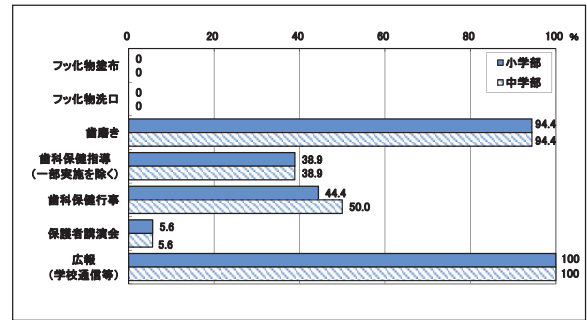
- 歯と全身の健康状態の関係や食べる機能の維持確保に関する知識を普及し、8020運動を推進します。
- 介護予防事業において口腔ケアの重要性を伝える研修等で普及啓発し、口腔機能維持・向上への取組みを医師、歯科医師、歯科衛生士、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の多職種と協力して実施します。
- 市町村における訪問口腔衛生指導や介護予防事業サービスの口腔機能向上プログラムの取組みを推進します。

# 障がい児(者)、要介護者等に対する歯科医療体制

永久歯のむし歯有病者率(特別支援学校とそれ以外の学校との比較)



特別支援学校での歯科保健に関する取組状況



出典：熊本県「平成28年度歯科保健状況調査」

## 課題は！

- (1) 特別支援学校の子どもは、その他の学校の子どもよりむし歯が少ない状況ですが、高等部からむし歯有病率が高くなっているため、むし歯予防の働きかけが必要です。
- (2) 障がい児(者)や要介護者は、歯科健診や歯科保健指導を受ける機会が少ない状況です。歯や口腔の健康を支援する環境整備が求められています。
- (3) 障がい児(者)を受け入れる歯科医療機関は増えていますが、対応に差があります。受け入れ体制の充実を図る必要があります。

## 目標

現状 (H29)

目標 (H35)

在宅療養支援歯科診療所数(※)の増加 226 (H29.10月) ⇒ 250

障がい児(者)のむし歯や口腔清掃等の知識・技術を習得した職員を有する入所施設の割合 ⇒ 50%(H33.3月)



訪問歯科診療・訪問口腔ケア

※在宅療養支援歯科診療所：在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所のことで、厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生(支)局に届出を行っている歯科診療所のこと

## 目標を達成するために !!

- 障がい児(者)施設職員や保護者に対し、むし歯予防や口腔清掃等の指導を行います。
- 要介護者に対して、訪問口腔衛生指導や介護保険における口腔機能向上の取組みを推進するとともに、介護保険施設や入院病床のある医療機関での口腔機能管理の充実を図ります。
- 要介護者等の口腔機能維持に寄与する人材育成を図ります。
- 関係機関が連携した歯科保健医療サービスが提供できるように、保健・医療・福祉の関係者への啓発や連携体制の整備を図ります。



## 2 歯科保健医療体制の整備

(休日・救急等時／在宅歯科連携／災害時／人材育成)

### 課題は！

**【休日・救急時】** 休日、夜間診療のできる医療機関がある保健医療圏域は5圏域（熊本・上益城、有明、菊池、八代、天草）に限られています。また、むし歯や歯周病の早期発見・早期治療のため、かかりつけ歯科医を持っている人（1年間に歯科健診を受けた人）は、半数以下です。

**【在宅歯科診療】** 訪問歯科診療を行う歯科診療所は増えていますが、地域偏在があります。また、在宅歯科医療制度や口腔ケア指導の必要性について、在宅医療サービス提供側と受ける側の双方に対して、周知啓発を推進していく必要があります。

**【災害時】** 熊本地震の際は、県及び市町村と歯科医師会等との間で、歯科保健医療に関する情報提供や連携が十分ではなかったため、今後、災害時歯科保健医療体制整備を進める必要があります。また、支援物質の配布等についても一部混乱したため、平常時から県民一人一人が普段から口腔ケア用品を備えるなどの啓発も必要です。

**【歯科保健医療従事者】** 歯科保健医療については、近年ニーズが多様化しており、より高い専門性のある従事者が必要とされてきています。

### 目標

現状 (H29)

目標 (H35)

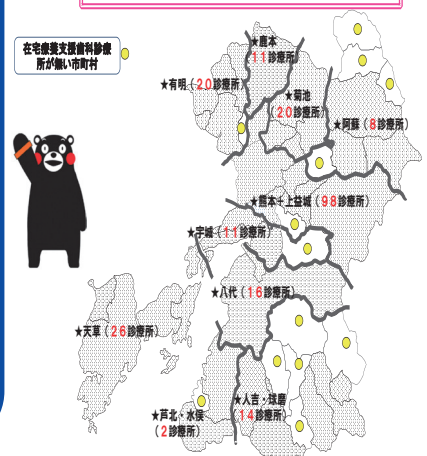
過去1年間に歯科健康診査を受診した人（かかりつけ歯科医を持っている人の割合）の増加  
42.5% ⇒ 50%

在宅療養支援歯科診療所数の増加 226 (H29.10月) ⇒ 250

回復期における医科歯科連携登録歯科医師数の増加  
79人 (H29.3月) ⇒ 220人 (H36.3月)

回復期における医科歯科連携登録歯科衛生士数の増加  
451人 (H29.3月) ⇒ 730人 (H36.3月)

H29在宅療養支援歯科診療所 設置市町村  
(H28.10.1) 計184 → (H29.10.1) 計 226診療所



### 目標を達成するために !!

- 休日の夜間診療や救急診療体制の強化のために、関係機関による運営等を支援します。
- 定期的な歯科受診やかかりつけ医を持つことについて、県民に広く普及啓発します。
- 在宅歯科医療推進のために、歯科医療サービスについてのニーズ等をケアプラン等に反映し、訪問歯科診療や口腔ケア指導が適切に提供できる体制を整備します。
- 在宅歯科診療の推進を図るための技術向上等人材育成を支援します。
- 県、歯科医師会、市町村等の関係機関との連携を強化し、災害時の歯科保健医療提供体制の構築を進めます。また、平時に、県民や医療関係者等に、災害時における口腔ケアの必要性について広く啓発します。
- 障がい児（者）や高齢者の高度で多様な歯科医療ニーズに対応するため、歯科医師の専門性や資質向上に取り組みます。
- 市町村における歯科保健施策を効果的に展開するために、市町村に従事する歯科衛生士の資質向上に取り組みます。